

三重県予防のための子どもの死亡検証（CDR） 体制整備モデル事業について

三重県子ども・福祉部
子どもの育ち支援課

令和5年度版

三重県は
CDR体制整備モデル事業
を実施しています。

三重県では、令和2年度より、国のチャイルド・デス・レビュー（CDR：予防のための子どもの死亡検証）体制整備モデル事業に取り組んでいます。CDRは、未来の子どもたちの命を守るための取組です。

子どもたちにとって
より安全で安心な
世の中を目指すために
予防というメガネを
通してみる

CDRとは

何らかの事情や原因でお子さまを亡くされたとしても、同じことを繰り返さないために、私たち専門家は何をどうすればよいのかを検討し、命を守るための予防策を導き出す取組がCDRです。

CDRを進めるには、お子さまに関連する情報が必要となります。そこで、関係する専門機関から、情報を提供いただくことについて、皆様のご理解とご協力をお願いします。



三重県子ども・福祉部
三重大学小児科CDRモデル事業事務局

059-224-2248
059-231-5024

お問い合わせ先

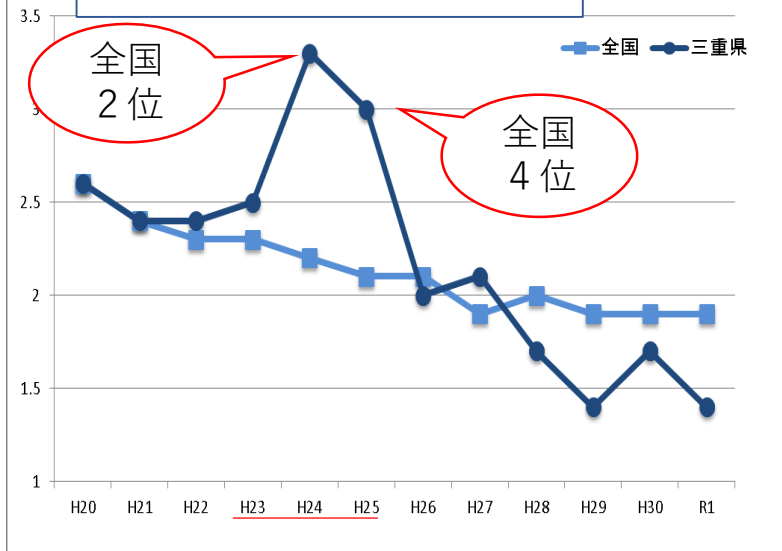
三重県子ども・福祉部子どもの育ち支援課
三重大学小児科CDRモデル事業事務局

CDR事業は三重県、三重大学が実施して取り組んでいます。

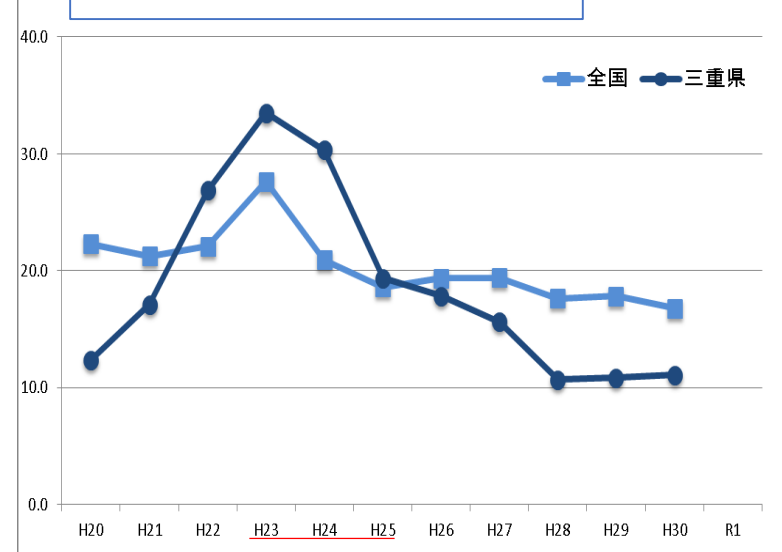
保護者等の方は、お子さまと関係する情報の提供に「承諾をしない」とすることができ、その場合に「お問い合わせ」に対応します。ご承諾いただけない場合も、不利益を被ることはありません。

「予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業」 実施までの経緯

乳児死亡率 (出生千対)



幼児死亡率 (出生10万対)



H27年度乳幼児の事故予防推進事業

- ・ 関係機関担当者（小児科医、消防関係、保育士、市町保健師、県保健師など）での乳幼児死亡の状況の共有・分析、事故予防策の検討
- ・ 子育て支援に関わる者への研修
- ・ 月齢に応じたチラシ等で事故予防の啓発 等



健やか親子支援事業／ 出産・育児まるっと サポートみえ推進事業

- ・ 各市町での事故予防の取組状況の把握
- ・ 事故予防や母子保健に携わる市町保健師、助産師、保育士などを対象とした研修

小児死亡や死亡検証の関心が高まり、県内小児科医の方々が中心となった有志のCDRの勉強会がH27年から開催
※H30年度まで県は不参加

令和2年度～厚生労働省の都道府県CDR
体制整備モデル事業を実施

令和4年度三重県CDR体制整備モデル事業 県への提言

検証・提言まで

【情報収集】

内容: 令和4年4月～令和5年3月までの死亡事例
(18歳未満)

収集先: 県内の小児救急取り扱い医療機関や法医学解剖医療機関など、計16か所

【スクリーニング】

情報から予防の可能性があった死亡事例を個別検証するため、スクリーニングを実施

【検証】

死因や、それに関する背景等について、多機関が連携して、多角的な個別検証を実施。

【提言】

検証から導き出した有効な予防策や意見等について、提言。

R4提言内容

1 医療的ケア児の教育に係る支援

【背景】

医療的ケア児がケアを受けられる場所が限られており、発作など体調急変時に適切な処置が受けられない場合がある。

- ・スクールバス利用時のガイドライン策定
- ・医療的ケア児本人の意思の尊重、家庭の支援
- ・医療的ケア児の受入先拡充・家庭学習支援

3 性感染症の予防

【背景】

妊娠しているにもかかわらず適切に医療・保健につながることができず、性感染症の発覚が遅れた場合、胎児への垂直感染により死産や新生児死亡につながるおそれがある。

- ・梅毒による母子感染予防の推進
- ・妊婦健診未受診を防止するための体制整備
- ・包括的性教育の推進

2 子どもの登下校時の交通事故防止

【背景】

交通事故による子どもの死傷が毎年多く発生しているが、抜本的な解決策がないのが現状である。

- ・効果的な交通安全教育
- ・交通事故マップの作成等による子どもへの周知啓発
- ・道路交通環境の整備

4 子どもが生きづらさを抱え込まず生活するための支援

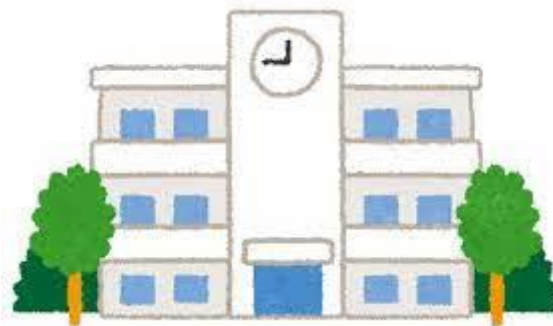
【背景】

思春期の自殺の多くは多様かつ複合的な背景を有し、成育歴などから高リスクの事例だけでなく、順調に見えても悩みを抱えている事例もあり、どの人にも潜在的な自死のリスクがある。

- ・胎児期・乳幼児期から思春期の支援体制充実
- ・悩みを抱えた子どもの相談支援窓口の整備
- ・子どもへの指導に係る留意点の整理・周知啓発
- ・相談支援に係る留意点の整理・周知啓発

令和4年度提言に対する令和5年度を取組計画について

提 言	令和5年度県関係部局の取組計画	担当部局
提言1 医療的ケア児の教育に係る支援	<ul style="list-style-type: none">・ 特別支援学校において、学校に毎日通学することが困難な児童生徒に対して訪問教育を実施。学校には看護師を配置し、教員と連携・協力して医療的ケアを実施。ケア児が安全に安心して学校生活を送ることができるよう環境の整備を進める。・ 登校時に看護師が福祉車両等に同乗し、痰吸引等の医療的ケアを行う取組を試行的に実施。	教育委員会 事務局 特別支援教育課



令和4年度提言に対する令和5年度を取組計画について

提 言	令和5年度県関係部局の取組計画	担当部局
提言2 子どもの登下校時の交通事故防止	<ul style="list-style-type: none">・各市町が策定する「通学路交通安全プログラム」に基づく通学路安全点検の結果について市町から報告を求め、県庁各部局と共有し通学路の安全対策が円滑に進められるよう取り組む。・県内公立学校の交通安全教育及び防犯教育担当教員を対象とした校種別の講習会を実施。・登下校時の見守り等を担う学校安全ボランティアを養成するため、スクールガード対象の講習会を実施。・学校安全アドバイザーを委嘱し、県立高校1校を拠点校に通学路の安全点検や安全マップの作成を通じ地域の小中学校と連携した安全教育や安全対策を推進。またその結果を県内に普及。	教育委員会 事務局 生徒指導課



令和4年度提言に対する令和5年度を取組計画について

提 言	令和5年度県関係部局の取組計画	担当部局
提言2 子どもの登下校時の交通事故防止	<ul style="list-style-type: none">・三重県交通安全研修センターにおいて、参加・体験・実践型の交通安全指導を実施。・教員を対象に児童、生徒に対する交通安全指導を行う指導者講習を実施。・こどもと保護者等の身近な人と交通安全運動に関するメッセージを交換し、交通安全意識の高揚を図る。・県警、交通安全協会等と連携し、通学路、住宅街等における街頭指導を実施。・子どもの交通事故防止を運動の重点に位置づけ、四季の交通安全運動等を通じて啓発物品を活用した広報啓発を実施し、こどもの交通事故防止に取り組む。	環境生活部 くらし・交通安全課
	<ul style="list-style-type: none">・各市町が策定する「通学路交通安全プログラム」に基づく通学路安全点検の結果を踏まえ、通学児童など歩行者等の安全確保を図るため、すぐできる対策等も講じながら、関係者とスピード感を持って交通安全対策を実施。	県土整備部 道路企画課

令和4年度提言に対する令和5年度を取組計画について

提 言	令和5年度県関係部局の取組計画	担当部局
提言3 性感染症の 予防	<ul style="list-style-type: none">・ 養護教諭など性教育に携わる支援者の資質向上のため、その時の社会問題等をふまえた研修会を実施。・ 望まない妊娠等で不安を抱える妊婦を支援するため、電話やSNSによる相談支援(妊娠レスキューダイヤル)を実施。・ 未受診妊婦に対し、妊婦健診受診にあたっての初診費用を助成。	子ども・福祉部 子どもの育ち 支援課
	<ul style="list-style-type: none">・ 学校における性に関する指導について、学習指導要領に基づき行われるよう周知。・ 県立学校において産婦人科医等の専門家による講演会を実施。	教育委員会 事務局 保健体育課



令和4年度提言に対する令和5年度を取組計画について

提 言	令和5年度県関係部局の取組計画	担当部局
<p>提言4 子どもが生き づらさを抱え 込まず生活す るための支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次三重県自殺対策行動計画における、子ども・若者の自殺対策の取組に関する指標の進捗管理。 ・新型コロナウイルス感染症に関するこころのケア相談や拡充した自殺予防電話相談を実施。 ・子ども・若者が悩みを抱えたときに気軽に相談できるよう、身近なツールであるSNSを活用した相談対応を実施。 ・中高生を対象とした、メンタル不調についての知識、SOSの出し方などに関する出前教育を実施。 ・保護者や教員を対象とした自殺予防に関する研修会を開催。 	<p>医療保健部 健康推進課</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの配置時間拡充。教育相談員を中学校と高校に配置。 ・潜在的に支援が必要な児童生徒を早期に把握するスクリーニングの取組を2中学校区で実施。生徒指導担当者への研修を行って普及に取り組む。 ・子どもの回復する力（レジリエンス）を育む取組を小中学校で実践。 ・不登校支援アドバイザーの助言・援助のもと、教育支援センターの指導員や臨床心理士、精神保健福祉士等の専門家による訪問型支援を実施するなど、アウトリーチ型支援を推進。 	<p>教育委員会 生徒指導課</p>

令和5年度三重県予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業

要旨

予防のための子どもの死亡検証（Child Death Review（CDR））は、子どもが死亡した時に、子どもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯等の情報を関係機関から収集し、複数の機関により検証を行うことによって、効果的な予防策を導き出し予防可能な子どもの死亡を減らすことを目的とするもの。

本事業では、試行的にCDRを行い、子どもの死亡の効果的な予防策を導き出すとともに、CDRの全国的な実施に向けた課題を抽出するために実施する。

関連法律：成育基本法、死因究明等推進法

事業内容

①推進会議

- ・ CDR事業について周知し、また結果報告等を行う

委託（三重大学）



連携・協力

②情報の収集・整理等

- ・ 医学的死因等情報と人口動態情報を収集
- ・ その他必要な情報があれば、調査

情報を匿名化

③多機関検証WG

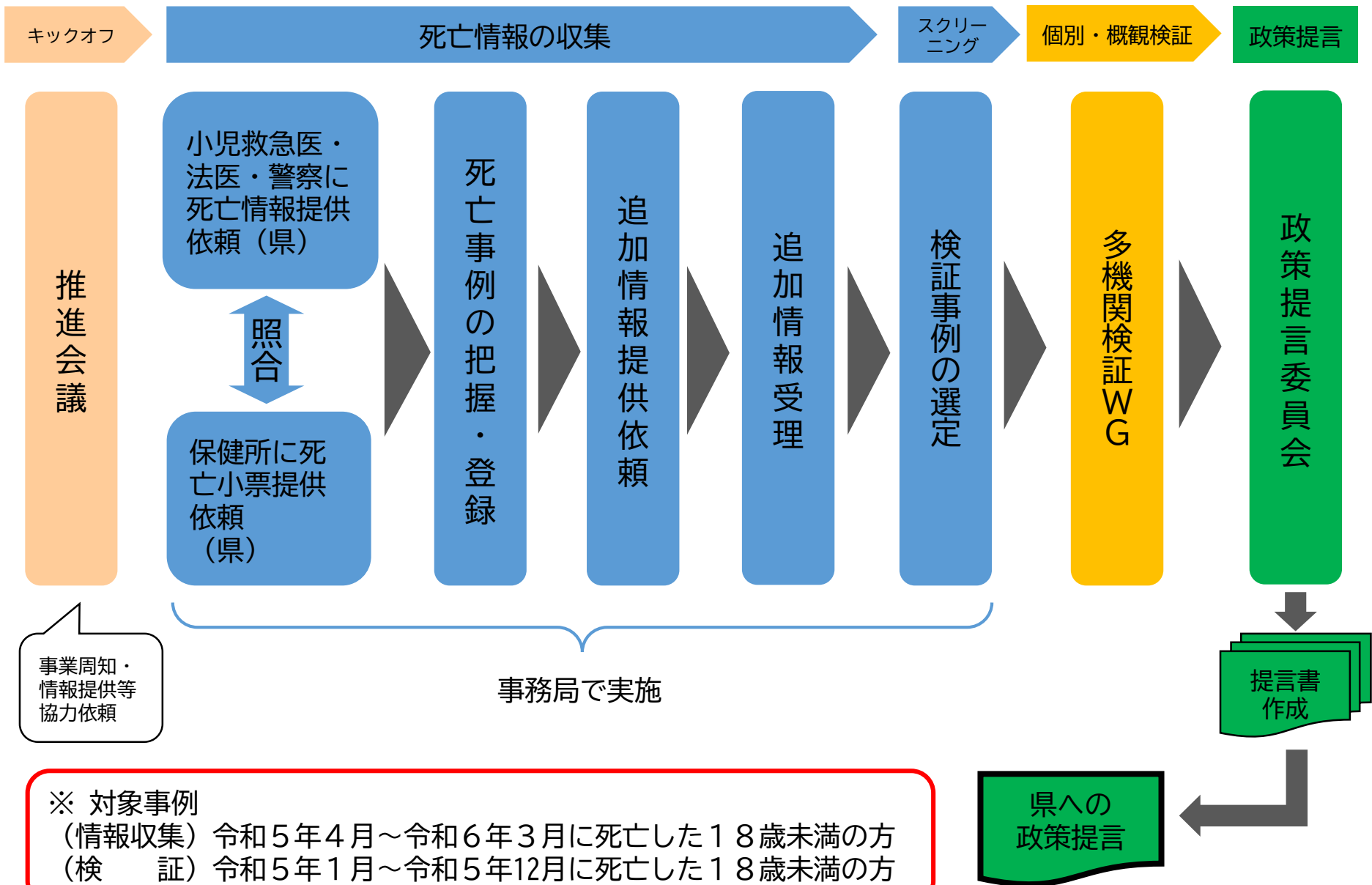
- ・ 2か月に1回程度
- ・ 死因や関係する背景等、予防策を多角的に検証

連携・協力

④政策提言委員会

- ・ 多機関検証委員会での検証結果等を踏まえ、県への提言について検討

令和5年度三重県CDR体制整備モデル事業 フロー図



令和5年度の不同意書などの取扱い①

① 県警本部・小児救急取扱医療機関から遺族に **CDR説明文**と**不同意書**を配付する。

また、CDR事務局（三重大学）が早期に対象事例を把握できるよう、医療機関から**はがき**を送付する。

② 遺族は、本事業への協力（要配慮個人情報情報の提供）に承諾しない場合、1か月以内に、不同意書をCDR事務局（三重大学）に送付する。

③ 不同意書の提出がない事例については、本事業への協力を得られたことと判断し、CDR事務局から県警本部・医療機関あてに追加調査を行う。

なお、CDR説明文などが配付されていない事例は、県警本部・医療機関への追加調査は実施しない。

ただし、医療機関への基本調査は、家族歴を除いたかたちで行う。

小児救急取扱医療機関のうち民間医療機関→CDR事務局へ送付

はがき（表）

POST CARD

〒514-5807
三重県津市江戸橋2丁目174
三重大学医学部小児科内
三重CDRモデル事業事務局行

はがき（裏）

三重CDRモデル事業に関する封筒(CDR説明書等)の配付状況について

以下の項目にご記入いただき、三重CDR事務局までご返送ください。

1. 発生年月日: 令和 年 月 日
2. 封筒(CDR説明書等) 配付状況について該当する箇所には○印を付けてください。
(1) () 遺族に配付した。
⇒ 配付月日 (月 日)
(2) () 遺族に配付していない。
3. 配付されなかった場合、可能な範囲で理由等をお聞かせください。
()
4. 医療機関名 ()
担当医師名 ()

ご記入ありがとうございます。
個人情報保護シールを貼り、ご返送ください。

※個人情報保護シールを貼付けのうえ、CDR事務局へはがきを送付していただく

令和5年度の不同意書などの取扱い②

県警察本部、小児救急取扱医療機関
→遺族へ配付

CDR説明文

子どもたちの命を守るためのお願い

—三重県「予防のための子どもの死亡検証(CDR:チャイルド・デス・レビュー)」
体制整備モデル事業について—

私たちは命の大事さをいつも考えています。それが子どもであれば、なおのことです。何らかの事情や原因でお子さまを亡くされたとしても、同じことを繰り返さないために私たち専門家はこれから何をどうすればよいのか、それを検討するための調査などをCDRといいます。CDRは未来の子どもたちの命を守るための取組です。

お願いしたいことは...

三重県では、子どもの病気や事故などを未然に防ぐために、亡くなったすべての子どもの情報などを分析・検証し、私たち専門家がこれからどうすればよいのかを検討しています。それには、お子さまに関する情報が必要となります。そこで、関係する機関から、情報を提供いただくことにつきまして、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

お子さまの同居家族の要配慮個人情報^{※1}の提供にご承諾いただけない場合は、別紙に必要事項を記入していただき、1か月以内に、CDRモデル事業事務局(三重大学医学部小児科)までご返送くださいますようお願いいたします。

なお、1か月を過ぎた場合であっても、ご家族より三重県CDRモデル事業への情報提供について取りやめのお申し出があった場合は、ご意向に沿い適切に対応します。

情報は適正に管理します。

- 本事業を進めるには、同居家族の要配慮個人情報のうち、お子さまの死と直接関係する情報のみ必要となります。ご家族に直接聞き取りを行うなどのご負担をおかけすることはありません。
- 収集した情報は適正に管理し、本事業以外には利用しません。
- 情報は匿名化し、個人が特定されない形にしたうえで、命を守るための予防策を検討します。
- 情報の提供に同意されない場合も、不利益を被ることはありません。

お問い合わせは下記までお願いします。

三重県子ども・福祉部子育て支援課母子保健班(津市広明町13番地)Tel:059-224-2248
三重大学医学部小児科内CDRモデル事業事務局(津市江戸橋2-174)
Tel:059-231-5024 Mail:syounicdr@med.mie-u.ac.jp

なお、この事業は三重県と三重大学が協働して実施しています。

*1 個人情報の保護に関する法律 一部抜粋

(定義)
第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
2 (略)
3 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の race、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により罰を被つた事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政府で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

【CDR説明文】お願いしたいことは・・・
お子さまの同居家族の要配慮個人情報の提供にご承諾いただけない場合は、別紙に必要事項を記入していただき、1か月以内にCDRモデル事業事務局(三重大学医学部小児科)までご返送くださいますようお願いいたします。

不同意書

別紙

三重県CDRモデル事業への協力(お子さまの同居家族の要配慮個人情報の提供)についてご承諾いただけない場合、以下に必要事項を記入していただき、この書類(別紙)を受け取ってから、1か月以内に、CDRモデル事業事務局(三重大学医学部小児科)までご返送ください。
なお、承諾いただける場合は、ご連絡をしていただかなくても結構です。

三重県知事 あて

私は、「三重県予防のための子どもの死亡検証モデル事業」の目的及び情報の管理等を読み、事業への協力(お子さまの同居家族の要配慮個人情報の提供)について同意しません。

署名された日 令和 年 月 日

お子さまのお名前 _____

同居家族代表者ご署名 _____ 続柄()

ご意見などございましたらお聞かせください。

<問い合わせ先>

三重県子ども・福祉部子育て支援課母子保健班
(津市広明町13番地) Tel:059-224-2248

三重大学医学部小児科内CDRモデル事業事務局
(津市江戸橋2-174) Tel:059-231-5024

Mail:syounicdr@med.mie-u.ac.jp

封筒



ご家族の方へ
ご一読ください。

令和3年度 三重県CDRモデル事業説明書等在中

CDRモデル事業についての問い合わせ先

三重県子ども・福祉部 子育て支援課 母子保健班
津市広明町13番地 TEL 059-224-2248
三重大学小児科 三重CDRモデル事業事務局
津市江戸橋2-174 TEL 059-231-5024

※返信用封筒も
同封している

令和5年度 会議等開催スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
推進 会議		5/18										
情報 収集 ・ 管理		 <p>医学的死亡等情報と人口動態情報、追加情報を随時収集</p>										
多機 関検 証WG			6/7		8/31		10/26		12/21		2/8	
政策 提言 委員会												3/14
スク リー ニン グ	4/19			7/19		9/20		11/29		1/17		